



広島えきまえ

鳥栖警察署
駅前交番
作成者 小田 洸太郎

STOP！子供の性被害

◆ ネットには危険がいっぱい！

全国的にインターネットやSNSに起因する性被害の被害児童数が高い水準で推移しており、佐賀県でも発生しています。

◆ 子供を性被害から守るために

子供を性被害から守るためには、保護者が子供のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（「ペアレンタルコントロール」）が大切です。

フィルタリングの設定や家庭内でのルールづくりなどにより、子供達を犯罪から守りましょう。

- 子供が利用するスマートフォンなどの機器に、年齢や利用状況に応じた「**フィルタリング**」を必ず設定しましょう！

スマートフォンだけでなくタブレット端末や携帯ゲーム機等も同様です。

- 保護者が同意したアプリやソフトに限り利用できるように**機能制限**を行いましょ！

- 子供とよく話し合い、成長に合わせたインターネット・SNS利用について**家庭のルール**を決めましょう！



女性に対する暴力対策の推進

令和7年11月12日（水）～11月25日（火）は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です！

一人で悩まず、まずは相談しましょう！警察では、加害者へ指導したり、加害者を検挙したりして、被害者を保護するための措置を講じています。

- ・加害者が知らない場所への一時避難
- ・避難先を知られないための住民基本台帳閲覧制限の申出
- ・防犯ブザーや携帯電話の常時携帯などの防衛策を行います。

◎ DV相談受付窓口

- 配偶者暴力相談支援センター

- ・佐賀県女性相談支援センター
0952（26）1212
- ・佐賀県立男女共同参画センター「アバンセ」

0952（26）0018

- 佐賀県警察本部・各警察署・交番・駐在所



児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、子供の発育に大きな影響を与える重大な問題で、家庭内で起こることから潜在化しやすく発見が遅れた場合、重大な結果を生じさせることになりかねないという特徴があります。

虐待が疑われる場合は、些細なことでもためらわずに、児童相談所や警察に連絡してください。

～あなたの電話で救われる子供がいます～

「虐待かも！？」と思ったら、児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く
☎ 1 8 9 番 へ



11月15日から、狩猟期間に入ります。

ハンターの皆さんは、ルールとマナーを守って正しい狩猟を行うよう心がけ、事故の防止に努めてください。

レジャー等で山に入られる皆様へのお願い

県内では毎年11月15日～翌年2月15日まで狩猟期間となっています。期間中、レジャー等で山に入られる方は、銃声のする方向には近づかないようにしてください。



事件事故は・・・☎ 110

相談は・・・☎ #9110